

鳥取県告示第725号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月4日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ツクイ 代表取締役 津久井 督六	神奈川県横浜市 港南区上大岡西 一丁目6-1	ツクイ湖山	鳥取市湖山町東四丁目 88	通所介護	平成20年11月1 日